

秋の全国火災予防運動

全国統一防火標語
『消したかな』

あなたを守る 合言葉

11月9日(火)から15日(月)までの間、全国一斉に秋の火災予防運動が行われます。

住宅防火、いのちを守る7つのポイント(3つの習慣・4つの対策) 3つの習慣

●寝たばこは、絶対やめる。
●ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
●ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■4つの対策
●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
●寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
●お年寄りや身体の不自由な人を

寄付(敬称略)

福祉のために

前田 勇 500,000円
禾生ゴルフ愛好会 5,000円

ありがとう
ございました。



守るために、隣近所の協力体制をつくる。

11月11日は「住宅防火の日」です。

住宅防火意識の高揚と住宅火災の防止に努めましょう。住宅火災から大切な生命を守るために住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は、平成18年6月1日から義務化されました。既存住宅は、平成23年6月1日から義務化されます。できるだけ早い時期に設置をお願いします。

問合せ先 市消防本部
☎(43)11119

11月9日は「119番の日」 通報は落ち着いて正確に。

消防に対する正しい理解と認識を深め、防火防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立を目的として、昭和62年から11月9日を「119番の日」としています。

消火活動や救急・救助活動は、1分1秒の時間との勝負です。もし慌てて、場所などを正しく伝えられなければ、消防車両などの現場への到着が遅れてしまい、被害が拡大し大惨事となることや助かるはずの命が助からなくなる場合もあります。

災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。いざという時に備え、電話機のそばに自宅の場所の説明の仕方や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、普段から落ち着いて正確な通報ができるよう次の点にご注意ください。

- ①火災・救急の別
「火事です」または「救急です」と

はっきり言うこと。

②場所
住所は正しく、詳しく言うこと。目印となる、建物や公園なども伝えること。

③火災・事故などの状況
火災・事故・傷病者などの状況を正確に分かりやすく言うこと。

④通報者の氏名・連絡先
「私の名前は、〇〇〇〇〇〇です。電話番号は、△△△-□□□□です」と通報者を明らかにすること。

⑤携帯電話などによる通報の場合
通報後しばらくの間は、電源を切らずにその場にいること。
携帯電話からも、一般電話と同様に局番なしの119番で消防署につながります。ただし、市の境界付近など電波の状態によっては、大月市消防本部や富士五湖消防本部へつながることがありますのでご注意ください。

今いる場所を伝えると都留市消防署に転送されます。
問合せ先 市消防本部
☎(43)11119

APEC首脳会議警備へ ご協力をお願いします。

11月10日(水)から11日(木)、11月13日(土)から14日(日)の間、神奈川県横浜市でAPEC首脳会議が開催されます。近年、こうした国際会議は、国際テロ組織などの標的になり、大規模なテロや過激な反対運動が発生するなどしています。

本県は、APEC首脳会議が開催される神奈川県に隣接すること踏まえて、対策を推進していま

す。何か不審なことがありましたらご連絡ください。

問合せ先 大月警察署
☎(22)0110

その他

消防団活動への協力の証 「消防団協力事業所表示証」

市では、従業員として消防団員を雇用している事業所が、その従業員の消防団活動に積極的に協力していたり、事業所として消防団活動に協力していたりする場合に「都留市消防団協力事業所表示証」を交付しています。詳細は、お問い合わせください。

消防団活動にご理解・ご協力をいただいている事業所の皆様の多くの申請をお待ちしています。

平成21年度までに交付を行った事業所は「J Aクレイン農業協同組合」「谷内建設株式会社」「コニカミノルタ電子株式会社」「エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社」「山梨工場」「都留信用組合」「ユニテック株式会社」「テクノハウス株式会社」「株式会社OMT」「NBC株式会社」「山梨都留工場」です。
問合せ先 消防防災課 消防団担当
☎(43)11119

戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金の請求受け付けが、10月25日(月)から始まりました。
対象者 戦後強制抑留者で平成22年6月16日に日本国籍を有するご

存命の方です。

受付期間
10月25日～平成24年3月31日

受付時間 平日9時～18時
請求書類をお送りしますので、まだ、お手元に届いていない方は、お問い合わせください。

問合せ先 独立行政法人平和記念事業特別基金 事業部特別給付金担当
☎0570(059)204
※IP電話、PHSからは
☎03(5860)2748

税務署からのお知らせ

相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いの変更について、
相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などに係る年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。

この取り扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。大月税務署にお問い合わせください。

問合せ先 大月税務署
☎(22)3151

「短期事業資金」融資制度 を「活用ください」。

県では、小規模企業者の資金需要に対応するため、年間を通じて利用できる短期の事業資金を融資しています。
融資対象者 常時使用する従業員